

仕 様 書

車両借受（リース）仕様は、以下のとおりとする。

1 貸借物品名

外勤用自動車（軽貨物用・202310～202809）

2 車種及び台数

軽貨物用乗用車（ガソリン）23台

3 規 格

- (1) 総排気量 650cc～660cc
- (2) 駆動型式 四輪駆動方式
- (3) ミッション形式 オートマチック
- (4) 乗用定員 4名
- (5) 年 式 令和5年式
- (6) 荷室寸法 長さ 1.90m程度、幅1.30m程度、高さ1.20m程度
- (7) 色 ホワイト系又はシルバー系
- (8) 低公害車指定 平成30年排出ガス基準☆☆☆☆以上に適合し、かつ平成27年度燃費基準+20%を達成している自動車

4 装備、付属品

- (1) パワーステアリング
- (2) エアコン、AM/FMラジオ
- (3) スタッドレスタイヤ4本（ホイール付き）
- (4) スペアタイヤ
- (5) スノーブレード3本
- (6) 標準工具一式
- (7) フロアマット一式
- (8) キャリア
- (9) 後部座席可倒式

5 借受期間

令和5年10月1日～令和10年9月30日（60か月）

6 引渡場所

札幌市教育委員会が指定する場所

なお、引渡は令和5年10月1日までに完了すること

7 保管場所

札幌市教育委員会が指定する場所

8 保険加入

- (1) 賃貸人は、自動車損害賠償責任保険に加入し、保険料を負担する
- (2) 賃貸人は、以下の保険に加入し、保険料を負担する
 - 対人保険 無制限
 - 対物保険 無制限（免責額なし）
 - 搭乗者保険 1名につき 1,000万円（免責額なし）
 - 車両保険 時価（免責額なし）

9 メンテナンス等

- (1) メンテナンス契約とし、必要とする経費のうち、賃借料を除いては、燃料代及びパンク修理代のみを札幌市の負担とし、これら以外は賃貸人の負担とする。
- (2) 自然磨耗、故障等の修理は、札幌市の指示に従い、常に良好な状態に保つこと。
- (3) 定期点検及び修理は確実に言い、オイル等油脂類は十分に補充すること。
- (4) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、賃貸人の責任において行うこと。
- (5) 借受開始日（令和5年10月1日）までに引渡できない場合や、車検・定期点検及び修理等の期間中は、同等の代替車を用意すること。
- (6) タイヤの保管については、賃貸人が行うこと。
- (7) スタッドレスタイヤの組替えは、札幌市の指示に従い行うこと。
- (8) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び賃貸人双方容器内100%とする。
- (9) 車庫証明等登録にかかる事務については、賃貸人が行うこと。

10 特記事項

租税公課、保険料率に変更が生じた場合でも、リース料金については一切変更しない。

11 年間走行距離

年間6,000km程度と想定されるが、これを超過した場合でも、リース料金については一切変更しない。

12 その他

- (1) 不明な点が生じた場合は、賃貸人、賃借人双方で協議すること。
- (2) リース期間満了後におけるリース物品の買取り又は再リースについて当事者は協議をすることができる。

13 発注担当課

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課

電話：011-211-3831 FAX：011-211-3837